

第二種指定電気通信設備接続料規則等の一部を改正する省令案等の概要

I 背 景

第二種指定電気通信設備を設置する事業者の接続料については、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第34条第3項第2号において、「能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの」が上限とされ、その具体的算定方法は第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号。以下「二種接続料規則」という。）において規定している。

接続料を構成する利潤は、機能提供に用いられる資産の資本調達コストとして、当該資産の簿価（レートベース）に、資本構成比及び対応する利子率・利益率等を乗じて算定される。ここで、自己資本に対応する自己資本利益率は、下式で算定される期待自己資本利益率の3年平均により算定される（二種接続料規則第9条第3項）。

$$\text{期待自己資本利益率} = \text{リスクの低い金融商品の平均金利} + \beta \times (\text{主要企業の平均自己資本利益率} - \text{リスクの低い金融商品の平均金利})$$

上式で用いられる β について、二種接続料規則では、「移動電気通信事業に係るリスク及び当該事業者の財務状況に係るリスクを勘案した合理的な値」（二種接続料規則第9条第4項）との考え方方が規定されているが、その勘案の具体的な方法については事業者に委ねられている。

その結果、現状、事業者は、自ら、他の事業者又は親会社の株価を元に β を算定するなど、 β の算定方法が異なっているが、 β の値が、事業者によって用いる算定方法により大きく異なる場合、公正な競争環境が損なわれ、結果として公共の利益が阻害されるおそれがある。

また、各事業者の経営戦略に基づき事業が多角化する中、適正な「移動電気通信事業に係るリスク」を勘案し、「当該事業者の財務状況に係るリスク」を十分に適正に勘案することが困難になってきている。

このため、今後の接続料の適正性を確保するべく、 β の値を十分に適正なものとするためには、 β の算定方法を統一的かつ具体的に定める必要がある。

II 概 要

接続料の自己資本利益率の算定に用いられる β について規定する二種接続料規則第 9 条第 4 項を以下のとおり改正する。

- (1) 移動電気通信事業に係るリスクを反映する方法として、現時点において当該事業の割合が最も高い事業者の株価 β を指標として算定に用いることとするため、また、事業者の財務状況に係るリスクの算定方法を適正かつ統一的なものとするため、具体的算定方法を総務大臣が告示により定めることとする。
- (2) 現時点において当該事業の割合が最も高い事業者においても、事業の多角化等により、算定された β が本来あるべき「移動電気通信事業に係るリスク」を勘案した値よりも高くなる可能性がある。

この点、携帯電話が国民 1 人に 1 台以上普及した生活必需品であることから市場の影響を受けにくく、したがって安定性が高く、リスクが低いと考えられることから、主要企業の平均のリスクとなる $\beta = 1$ を超えることはないと考えられることから、接続料算定に用いる β の上限値を 1 とする。

III 施行日等

施行日及び経過措置並びに見直し規定について以下のとおり定める。

- (1) 公布の日から施行する。ただし、改正後の二種接続料規則の規定は、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成 27 年 4 月 1 日以降である接続料の算定から適用し、原価及び利潤の算定期間の開始日が平成 27 年 3 月 31 日以前である接続料の算定については、なお従前の例によることとする。
- (2) 今回の改正では、移動電気通信事業のリスクを反映する方法として、現時点において当該事業の割合が最も高い事業者の株価 β を指標とすることとしているが、移動通信事業の特性により事業環境は数年単位で変化するほか、当該事業者についても、事業構造の変化などの状況変化が生じる可能性もある。このように移動通信事業やそれぞれの移動通信事業者の状況の変化によっては、今回規定する方法が必ずしも合理的ではなくなる可能性もある。

このため、総務大臣は、この省令の施行後 3 年を目途として、この省令による改正後の二種接続料規則第 9 条第 4 項の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

IV その他

諮問事項以外にも、以下のとおり、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号）、平成 28 年総務省告示第 110 号（接続料の算定に用いる値を定める件）及び「MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（平成 14 年 6 月策定）の改正を行うとともに、 β の算定根拠様式を定める告示の制定をあわせて行う。

【電気通信事業法施行規則第 23 条の 9 の 3】

- β の算定根拠様式を告示で定めるよう改正
- 算定根拠様式に表示する金額及び数値について、接続料の算出に十分な精度を確保できる場合に限り端数処理を行える旨の原則を明示
- 接続料算定根拠を届出接続料の検証を適確に行えるよう明確化
(様式第 17 の 4 の 2 ~ 第 17 の 4 の 7)

【平成 28 年総務省告示第 110 号】

- β の算定方法を告示に規定

(参考：告示で定める β の算定方法の概要)

● 「移動電気通信事業に係るリスク」の勘案方法

接続料算定に用いる β は、NTT ドコモの株価 β から NTT ドコモの財務状況に係るリスクを排除（アンレバー）した β を算定し、これに対して各社の財務状況に係るリスクを勘案（リレバー）したもの用いる。

● アンレバー・リレバーに用いる式

以下の式を用いる。

$$\beta = \left(1 + (1 - T) \frac{D}{E}\right) \cdot \beta_A \quad \beta_A = \left(1 + (1 - T_0) \frac{D_0}{E_0}\right)^{-1} \cdot \beta_0$$

(β :接続料算定に用いる β 、 D :当該事業者の純有利子負債又は 0 のいずれか高い方、 E :当該事業者の純資産、 T :当該事業者の法定実効税率、 D_0 :NTT ドコモの純有利子負債又は 0 のいずれか高い方、 E_0 :NTT ドコモの純資産、 T_0 :NTT ドコモの法定実効税率、 β_0 :NTT ドコモの株価 β)

● アンレバー・リレバーに用いる資本構成比

アンレバーは NTT ドコモ、リレバーは事業者ごとの、接続会計の簿価を用いる。

● 株価 β 算出のための株価の計測期間等

株価 β 算出のための株価は、3 年間の計測期間、日次の採録頻度で取得したものを用いる。

(別添「モバイル接続料の自己資本利益率の算定に関するワーキングチーム 報告書」参照)

【電気通信事業法施行規則第二十三条の九の三の規定に基づき様式を定める件】

- β の算定根拠様式を告示に規定

【MVNO に係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン】

- 上記省令改正等を踏まえた、 β の算定方法及び算定根拠等に関するガイドライン改正

以上